

研究開発評価システムの在り方に関する
評価専門調査会検討WG（第5回） 議事概要（案）

日 時：平成24年7月3日（火）10:00～11:55
場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室（4階）

出席者：奥村議員

長我部委員（座長）、上杉委員、上野委員、尾形委員、中村委員、
小林委員、田原委員

行松 文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官（調
査・評価担当）、

岡本 経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課 技術評価室・技術
調査室室長

欠席者：伊藤委員、河合委員

事務局：倉持統括官、吉川審議官、中川参事官、川本参事官、小窪補佐

議 事：1. 研究開発の評価システムについて
2. その他

（配布資料）

資料1 第4回研究開発評価システムの在り方に関する評価専門調査
会検討WG議事概要（案）（机上のみ）

資料2 研究評価システムの充実に向けた検討の取りまとめ（素案）

資料3 評価懇談会検討WG及び評価専門調査会第3回、第4回検討
WGで出された主要な意見等

資料4-1 国の研究開発に関する大綱的指針に則った評価の仕組み

資料4-2 各省における研究開発事業の外部評価の実態調査について

資料5 外部評価、第三者評価のあり方に関する委員からの意見

資料6 海外における外部評価事例からの示唆

参考資料1 これまでの研究開発システムの検討において提出した資料の
一覧（机上配布のみ）

参考資料2 各省における研究開発評価に係る実態調査結果一覧
（机上配布のみ）

参考資料3 我が国における研究評価の現状とその在り方について（平成
20年2月26日 日本学術会議 研究評価の在り方検討委員会）

(机上資料)

科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）

国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日）

研究開発評価システム改革の方向性について（平成21年8月4日 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会）

議事概要：

【長我部座長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから第5回研究開発評価システムの在り方に関する検討ワーキンググループを開催したいと思います。

本日は、これまで御検討いただきました内容をもとにしまして、事務局の方で取りまとめの素案という形で文章化していただきましたので、前半ではその取りまとめの素案について御議論いただきたいと思います。

また、後半では外部評価、第三者評価のあり方ということで議論していただく予定でございます。

それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。

【川本参事官】 それでは、お手元の議事次第一枚紙を御覧いただきたいと思います。

そこに配布資料ということで資料1～6、それと——これは机上配布だけにさせていただいておりますが、参考資料1～3。参考資料1というのは、これまでの検討で各委員等からお出しいただいた資料でございます。

参考資料2というのは、各省に御協力いただいて評価の実態について調査をしたものでございます。

参考資料3というのは若干古いのですが、日本学術会議の方で平成20年に出された評価の在り方検討委員会の報告ということでございます。

その他の机上資料ということで、第4期の科学技術基本計画、評価の大綱的指針、文部科学省で検討された評価システム改革の方向性についての3種類の資料をお配りさせていただいております。

不足がございましたら、事務局の方にお申し付けいただければと思います。

【長我部座長】 では、続きまして前回第4回のワーキンググループの議事概要の確認をさせていただきたいと思います。

お手元の資料1でございます。

本案は、既に委員の皆様にお送りしまして、御発言部分に関して修正・確認いただいております。よろしければ御承認ということで——ありがとうございます。

ます。

それでは、御承認いただけたということで次に進んでまいります。

それでは、本題でございます研究開発評価システムの在り方に関する議論に移りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、前半はこの取りまとめの素案に基づいた議論を行ってまいりたいと思います。

まず事務局の方から取りまとめ（素案）について御説明をお願いいたします。

【川本参事官】 それでは、お手元の資料2に沿って説明させていただきたいと思います。

一番後ろに調査検討経過ということで、これまでの検討の経緯をつけさせていただいております。こういったかなり長期間をかけて御議論させていただいてきたというところでございます。

資料3にこれまで検討会等が出された各委員からの主要な意見について整理させていただいておりますが、それをできるだけ反映させる形で、この取りまとめ（素案）を作成させていただきました。あくまでもまだ素案段階ということで、いろいろ御意見があるかと思っておりますので、そこは忌憚のない御意見をこの後にお出しただければありがたいと思います。

それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。

1枚目の冒頭に、基本的な問題意識ということで整理させていただいております。

「第4期の基本計画」に沿って、評価システムの充実・見直しを図っていく必要があるという問題意識でありまして、第4期基本計画の中では、そこがございますように、科学技術の成果を、イノベーションを通じ、新たな価値創造に結びつけるために、我が国が取り組むべき課題をあらかじめ設定し、その達成に向けて、研究開発の推進から、その成果の利用、活用に至るまで——これを科学技術政策と関連するイノベーション政策を一体的、総合的に推進していく。これが基本的な方向づけになっております。

これに対応して、国の研究開発評価については、御案内のとおり、内閣府としてガイドライン、これは総合科学技術会議、この評価専門調査会の検討を経て決めているものでございますが、これに沿って評価システムを構築してきているわけですが、現在の内容が今申し上げた基本計画の方向からすると必ずしも十分ではないと。端的に申し上げれば、そこに書いていますように、これまでの大綱的指針というのは研究開発の実施という部分に焦点を当てているということで、その施策の推進、特にイノベーションという観点に立った施策の推進というところについては、必ずしも十分な記述になっていないと。

そういうことで、この見直しに当たっては、2点ほど方向性を書いておりま

すが、研究開発の推進からその成果の利用、活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標の設定とこれに基づきP D C Aを確立していく。

もう一つは、取り組むべき課題に的確に対応するために、研究開発政策各階層の相互の関連付けを明確にして、各階層でのP D C Aサイクルを含み、最も施策の実効性が上がる階層でP D C Aを確立していく。この2つを重視していくという観点に立って評価システムの充実を図っていくこと。これがポイントではないかと考えております。

ちなみに、事前に各委員にお配りさせていただいたペーパーでは、②のところの一部がありませんでした。具体的に申し上げれば、「各階層でのP D C Aサイクルを含み」の部分ですが、ここについては、上の階層でP D C Aを回していくといったときに、下の階層も当然含まれると。そういった意味でここを付け足させていただいております。

そういった基本的な問題意識、方向性に基づいて、具体的にどういった取り組みが必要かということで、2番以降に掲げさせていただいております。

1つは、研究開発政策体系の中でプログラム評価という考え方を導入して、それを拡大していくということが必要ではないかと。現行の研究開発政策の階層構造について見ると、基本計画では、政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題という4つの段階で階層を整理しております。

一方で、政策評価法の中では、政策－施策－事務事業という3段階で政策が構成されていて、事務事業がこの施策の実行手段という位置付けになっております。

政策評価法の整理に基づいて、基本計画の4つの階層を位置付けると、「プログラム・制度」、「研究開発課題」の2つの階層は、事務事業に該当し、施策の実行手段として位置付けられる。

「研究開発課題」よりも「プログラム・制度」は、より施策レベルに近い階層であると言えます。

次のページをめくっていただきたいと思っております。

そういった政策体系の中で、現在どういうふうに施策が運営されているかを整理したものでありますが、今申し上げた政策階層は、その下の図を御覧いただければ、基本計画と政策評価との関係が分かるかと思っております。

この上位の実行手段の階層である「プログラム・制度」について見ると、プログラムとして位置付けられているものはほとんどなくて、いわゆる競争的資金等の研究資金制度、これが大半であると。

一方で、この研究開発課題の一つ、あるいは複数束ねたプロジェクトというものが施策の実行手段として実施されているということで、この資金制度と

プロジェクトが各省における施策の主な実行手段になっていると思います。

それで、海外の場合は、それがどうなっているかということで次のページを御覧いただきたいと思います。

海外の場合には、この「プログラム・制度」といった階層、特にこの「プログラム」というものが中心的な実行手段になっている。

先ほど申し上げたように、我が国はどちらかというと、「プロジェクト」が施策の実行手段になっているのに対して、欧米の場合には、「プロジェクト」を内包するプログラムが中心的な実行手段になっていると。

欧米各国において、いろいろなプログラムが実行されているわけですが、その概念について整理を試みれば、そこにあるように3つのとらえ方で整理できるのではないかと。

1つは、施策の最小単位であり、独自の目的・目標を有すること。

2つ目として、階層性を有し、プログラムの目標を達成するためのプロジェクトで構成されて、個々のプロジェクトの位置付けが明確になっていること。

3つ目として、施策の対象と目的の特性に適合したマネジメント方式と評価システムを備えていること。

ちなみに、最も典型的なものとして、英国の「ROAMEF」というものがマネジメント方式、評価システムの確立された代表例として挙げられるのではないかとということで、そこに例として載せさせていただいております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

そういった状況の中で、このプロジェクト、あるいはプログラムの関係をどう整理、位置付けていくかということで、そこに整理させていただいております。

先ほど申し上げましたように、プロジェクトが中心的な実行手段になっている中で、このプロジェクトについては個々に目標が設定されて、それぞれの実施スケジュールの中でP D C Aの取り組みが行われていると。一方で、上位施策に対する各プロジェクトの位置付け、あるいはプロジェクト同士の関連付けが必ずしも明確になっていないのではないかと。そのために、いろいろなプロジェクトが走っているが、総体としての効果が現時点では十分に発揮されていないのではないかとということです。

こうした中、一部の省、これは本日もメインテーブルに座っていただいておりますが、経済産業省においては、その下に例示させていただいておりますが、技術に関する施策単位で、分野別の研究開発の方向性を勘案しながら、同様の目的を有するプロジェクトのまとまりを俯瞰して、各プロジェクトの相互関係を明確にしつつ、異なる年度に行っているプロジェクトの評価を、同一年度に束ねて実施するという取り組みが平成20年度から開始されております。

先ほど4期計画については、課題解決型の研究開発の推進を目指しているということを申し上げましたが、そういったものを的確に行っていくためには、個々の「プロジェクト単位」ではなく、関係するプロジェクトの関連付けを明確化することを通じて一定の目標を達し得るよう、その総体について計画的に進行管理を行うような形で、PDCAを確立していく方向に転換していくことが必要ではないかということです。

それを一挙に進めていくというのは、なかなか難しいと思いますので、既に先ほど例として紹介させていただいた取り組みもありますので、そういったものも参考にしながら、それを発展させる形で取り組んでいくということが有効ではないかと。

具体的には、各プロジェクトを関連付けて、評価の一括的な実施にとどまらず、その結果をプログラムとしての企画立案、あるいはその中でのプロジェクトの新設・中止を含めた資金配分に反映させる、そういった仕組みをこの中で作り上げていくと。そういうものを段階的に進めていくということが必要ではないかということです。

各委員に事前にお配りしたもののの中では、この2行目、3行目のところが「プロジェクト単位」から「プログラム単位」と、いきなりプログラムありきみたいな記述になっていたところをそうではなく、あくまでも「プログラム」という手段を導入していくという観点で、ここについては書き直しをさせていただいております。

もう一つのプログラム化ということで、先ほど施策の実行手段としてプロジェクトと資金制度があると申し上げましたが、プロジェクトについては今のような取り組みが必要ではないかと考えておりますが、一方で、資金制度についても見直しが必要ではないかということで、そこに整理させていただいております。

現状としては、いろいろな資金制度あるわけですが、終期が設定されていないもの、また目的は示されているわけですが、制度全体、あるいは制度を構成する領域なり分野等のサブ単位での時間軸に沿った検証可能な目標が示されていないといったものも多い状況にあります。また、制度の中で採択された個々の研究開発課題——これは「プロジェクト」という見方もできるわけですが、それぞれの目標は明確にされているわけですが、制度全体の目標が曖昧、あるいは明確ではないために、制度の中におけるそれぞれの課題の役割についても必ずしも明確ではないという状況にあります。

そういったことから、一度制度が創設された以降においては、政策的なニーズ、あるいは予算上の理由、こういう外部要因による一定の制度見直しは行われているわけですが、PDCAサイクルとして、評価結果を踏まえた能動的・

機動的な制度の見直しが行われているというふうには必ずしも言えないのではないかと思います。

そういう問題意識に立って、今後この制度についても、一種のプログラムとしてとらえて、検証可能な目標を一定の時間軸の中で設定して、それに基づく評価結果を能動的・機動的に制度の見直しに反映させていくことが必要ではないかということで整理させていただいております。

その際に、一部の資金制度では既に取り組みられていますが、対応すべき技術分野、あるいは領域のポートフォリオを明確にして、戦略的に目標を設定していくという取り組みも必要ではないかということです。

また、併せて、個々の研究開発課題の中の関連性、あるいは制度における位置付け、そういったことを明確にして、採択・実施をしていくことも必要ではないかということで整理させていただいております。

それで、今の2つの実行手段についてのプログラムの考え方を導入するというのを申し上げたわけですが、そういうプログラムとしてやっていくとした際に、どういった要件が考えられるかということで、次のページに整理させていただいております。

そこに、①から⑥まで考え方を整理しておりますが、今まで申し上げたように、プログラムとして対応すべき政策課題と時間軸を明確にした検証可能な目標が明示されていること。

上位施策における位置付けと関連する施策の実行手段との関連が明確になっていること。

プログラムの中に必要なプロジェクト群によって、プログラムが群によって構成されて、目標達成に向けた工程表と見直しに係る手順が明示されていること。

プログラムの実施・推進主体と個々のプロジェクト、研究開発課題の実施・推進主体との役割分担なり責任所在が明確になっていること。

各プロジェクトに共通して——個々で運営していくということではなくて、共通したマネジメント、あるいは評価システムがとられていること。

こういったことが必要ではないかということです。

また、このプログラムについては、当然研究フェーズによって、そのとらえ方が異なってくるだろうということで、その下に整理させていただいておりますが、大きくは2つに分かれるのではないかと考えます。

1つは、科学技術的な価値を目指すタイプ。仮称として「研究型プログラム」とここでは記載していますが、もう一つは、出口に近い社会的・経済的な価値を実現するところまでを目指すタイプ。ここではミッション型プログラムというふうに仮称しています。

当然、両者の目標は自ずと違ってくるわけですが、ただ、先ほど説明したプログラムとして基本的に備えるべき要件、あるいは評価の考え方、これについてはそんなに異なるわけではなく、あえて両者を区分して整理する必要はないのではないとしております。

また、なお書きということで、プログラムについて、そういったフェーズだけではなくて、プロジェクトとの関係での進め方で幾つかに類型できるということで、そこに記させていただいております。

2つ目の大きな方向性としては、先ほど研究開発の推進から成果の活用、イノベーションを目指した成果の活用まで焦点を当てていくことを申し上げましたが、そういうことに対応してアウトカム指標による目標の明確化とその達成に向けたシステムの設計が必要ではないかということを出させてさせていただいております。

研究開発成果の種類として、「アウトプット」としての成果と「アウトカム」としての成果があるわけですが、そういったことが必ずしも明確に区分された形で運営されていない。このため、今後目標を的確に設定していく上で、出口を見据えていくことを前提にすれば、この2つを認識して両者を区分する、特に「アウトカム」指標による目標について、検証可能な内容で設定していく必要があるのではないかということです。

また、「アウトプット」、「アウトカム」以外にも、副次的な成果である「インパクト」というものがあることを認識して、そういったものについても把握していくことも必要ではないかということです。

今まで概念的には、そういったことでとらえられているわけですが、そこを改めて明示させていただいたというところでもあります。

その下に「アウトプット」、「アウトカム」、「インパクト」の概念について、これまで出された資料、御意見をもとに整理させていただいております。ここについては、より具体的に明示したほうがいいのではないかという御意見もあるかと思いますが、とりあえずこういう形で整理させていただいております。

その下の図は、それぞれの関係をイメージ化したもので、田原委員から出された、未来工研の方で作成されている資料を添付させていただいております。

そういった目標設定が今各府省でどうなっているかということをお次のページに簡単に整理させていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、必ずしも「アウトプット」、「アウトカム」が区分されて運営されているわけではない。特に、アウトカム指標の目標については、達成時期を含めて——アウトカム指標を成果指標として設定しているという制度も一部あるわけですが、その制度についても必ずしもそういったものが時期を含めて設定されていると

ということではないと。簡単に言えば、曖昧になっているのではないかということです。

一方で、海外における取り組みで幾つか参考になる事例があるということで、そこに2つほど載せさせていただいております。

1つは、アメリカNIHのアウトカム目標の設定基準、もう一つは実際にエネルギー省が行っている風力発電のモデルについて次のページに載せております。

それぞれ見ていただければ分かりますが、「アウトプット」と「アウトカム」というものを区分して、アウトカム目標については、短期、中期、長期という形で達成時期に対応した設定がされているということです。

次のページを御覧いただきたいと思います。

そういった各省における現状、あるいは海外の事例を踏まえつつ、今後どうしていくべきかということで整理させていただいております。

冒頭申し上げましたように、課題解決を図っていく上で、「アウトカム」指標による目標を設定していくということが求められるわけですが、その設定に当たっては、検証可能な内容とすると同時に、達成時期をできるだけ明確にしていく必要があるのではないかとということです。その際に、達成時期は、当然その段階で変わってくるので、短期、中期、長期といった段階を経て設定していくことが有効ではないかとということで整理させていただいております。

そうしたことをやっていくときに、幾つか改善、あるいは強化していく取り組みが出てくるのではないかとということで、その下に3つほど項目として整理させていただいております。

1つは、事前評価の強化ということで、今申し上げたアウトカム指標による目標の設定、またそれを達成するためのシナリオ、具体的な工程表を明確にして取り組んでいくということが求められるわけですが、そうしたことを考えると、事前評価というものの重要性がさらに増してくる。その際に、フィージビリティスタディを積極的に活用することを通じて内容を充実させていくことが必要ではないかとということです。

2つ目は、今申し上げた工程表の明確化を行っていく際に、当然イノベーションということを考えると、研究開発施策だけで対応していくことには限界があるということで、関連する行政施策、こことの連携を強化していく必要があるということです。その際に、この関連行政施策についても補助的な装置として位置付けて、可能な限りプログラムの中に位置付けていく取り組みも有効ではないかと。そういった場合には、このプログラムの評価を行うに当たって、行政施策の妥当性、有効性等についても検証することが望まれるということです。

3つ目は、追跡評価の強化と追跡調査の実施ということで、これまで大綱的指針においては、国費投入が大きい、重点的に推進する分野などの主要な研究開発課題から対象を選定して実施するという一方で、どちらかといえば副次的な評価として位置付けられているわけですが、アウトカムということで長いタイムスパンでとらえていくとすると、この追跡評価をより積極的に位置付けていくことが必要ではないかと。また、併せて、現行の大綱指針では位置付けが明確ではない追跡調査、このプロセスが非常に重要になってくるのではないかとということです。

一部の省では、過去5年間に実施した全てのプロジェクトについて追跡評価を行う取り組み、あるいは一部の資金配分を行う法人では、プロジェクト終了後5年間全てのプロジェクトについて追跡調査を行う取り組みが実施されております。

そういったことも参考にしながら、追跡評価をより積極的に位置付けて実施対象を拡大するというのとあわせて、全てのプロジェクト、課題について追跡調査を行っていくことが望まれるのではないかとということです。特にこの追跡調査については、必要な成果指標として、どのような情報、データを収集できるのかをプログラムの開始前の段階で十分に検討し、プログラム終了後も情報収集に協力を求めることを助成や委託の条件にするといった取り組みも必要ではないかと考えます。併せて、その結果を評価、あるいはプログラム設計に効果的に活用していく観点から、データベース化を行っていく取り組みも重要ではないかとということです。

ここの記述については、委員に事前にお配りしたものには入っていませんが、追加させていただいております。

ちなみに、追跡調査で把握する成果指標の例ということで、そこに、ミッション型プログラム——仮称の場合ですが、例示させていただいております。

そういう2つのことが具体的な取り組みの方向としてあるのではないかと考えております。

そういうことを前提に、では、プログラム評価としてどういう観点で評価していくか、次のページに、事前、中間、終了時、追跡評価ということで整理させていただいております。

内容的には、今まで申し上げてきたことをちりばめているということで、具体的な説明は省略させていただきたいと思っております。

最後に、評価対象の明確化ということも、今後は非常に重要になってくるということで、そこに特記させていただいております。

研究開発の評価においては、専ら研究開発の実施主体である研究者、あるいは研究機関による取り組みが主たる評価対象とされ、プロジェクト、資金制度

の推進主体による取り組みは必ずしも評価対象として扱われていない場合も多い状況にあります。

ただ、今後、こういうプログラムとしての評価を行っていくということになれば、当然、プログラム推進主体によるマネジメントの妥当性というのも非常に重要な観点になってくるということで、推進主体自身が評価対象になるということを確認した上で評価を行っていく必要があるということです。

また、その際に、先ほど関連行政施策の連携強化、あるいは可能な限りプログラムに組み込んでいくということも申し上げたわけですが、プログラムに組み込んでいくといった場合には、行政施策における取り組みについても評価対象となることを確認していくということが求められるのではないかと。そういった整理をさせていただいております。

事務局からの説明は、以上でございます。

【長我部座長】 ありがとうございます。

それでは、この素案について議論して参りますけれども、参考資料1のほうにこれまでの資料がまとめてございますので、こちらのほうを参考にさせていただいて議論していただければと思います。

それでは、御意見よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では尾形委員、どうぞ。

【尾形委員】 いただいた資料を通読させていただきまして、これまでの議論を踏まえて非常にうまくまとめたいただいたと感心しました。

それで、御説明の中にもあったのですが、1点だけ感想を申し上げますと、我が国では「プログラム」ということが普及していないということでプロジェクト個別の研究開発課題単位でいろいろな施策が講じられてきたことが多いので、例えば5ページあたりでは、現在のプロジェクトを束ねてプログラム化するといったようなニュアンスの表現がかなりございます。後半になってきますと、ランドデザインとしてのプログラムがあって、その下にプロジェクトがぶら下がっていくのですよという説明があって、私は後者があるべき姿だと思うんですけれども、当面はスタートのときは、いきなりは難しいということで、そういうことも勘案されて前半では、スタートの時点では現在の施策をうまくまとめて「プログラム」として定義してやっていきたいと思います。そういうことを非常に苦勞して書かれたんだなということを思って読みました。

前半と後半で少し矛盾した表現があるのですけれども、その辺も踏まえてやられたんだなというふうに印象を持ちました。

以上です。

【長我部座長】 ありがとうございます。

確かにおっしゃるように、後半の理想型に対してどういうふうに導入してい

くかということで、こういう書き方になっているのだと思うのですけれども、一方においては理想から書くという書き方もあるかとは思いますが、ありがとうございます。

上野委員、どうぞ。

【上野委員】 まず最初に質問が1点あるのですけれども、2ページのところで「プログラム・研究資金制度」と「プロジェクト」の位置付けを政策評価法における体系と関連付けていますが、政策評価法において各府省に対して評価が義務づけられている段階はあるのでしょうか。

【川本参事官】 政策評価法の中では、研究開発に関しては10億円以上のプロジェクトについては、事前評価が義務づけられておると。一方で、この大綱的指針は、政策評価法の枠組みの中で運営していくわけですが、研究開発評価については、基本的には全てのものについて事前、中間、終了時という各段階での評価をやっていく。より踏み込んだ運営を行っている、そういう関係です。

【上野委員】 その上の段階の「施策」については、政策評価法における評価の義務づけは、どんなふうになっているのでしょうか。

【川本参事官】 施策単位で義務づけるというよりも、政策評価法の中で総合評価とか、あるいは先ほどの事務事業については実績評価だと思いますけれども、そういったような形で、階層に応じた評価法が示されているということです。

【上野委員】 施策単位では評価は義務づけられていなくて、評価法だけが示されているという理解ですか。

【川本参事官】 評価が義務づけられていないという言い方よりも、全ての施策についてそれを適用するかどうかということだろうと思うのです。この「政策」、「施策」の評価のあり方と事務事業の評価のあり方は自ずと異なってくると。特に事務事業については、先ほど申し上げたように、研究開発に関しては10億円以上のものについては全て事前評価をやるといった考え方の中で運営されている、ということだと思います。

【上野委員】 お尋ねした趣旨は、施策単位の評価というものも各府省で今行われているところもあると思ひまして、2ページのところで非常によくまとめていただいていると考えているのですけれども、言葉として今やっている施策単位の評価と、このペーパーで意図しているプログラム、もしくはプロジェクトを束ねた形での評価というものの位置付けの違いというのが、これを読んだ各府省の方に、これは違うんですとか、ここが違うんですというのが分かりやすいほうがいいかなと思ひまして、それでお尋ねした次第です。

恐らく2ページの1段落目の4行目に「我が国の研究開発施策の実行において、『プログラム』という概念が、現時点では余り浸透していないことを意味

する。」と書かれていて、これはその通りだとは思いますが、「プログラム」という言葉自体は使っていないしやる府省もあるので、もしかすると、ここに例えば——後ろに定義は出てくるんですけども、「独自の目的・目標を有してプロジェクトで構成されるプログラムという概念が現時点では余り浸透していない」といったように若干の補足をするか、「欧米で使われているような使い方では使われていない」など、「プログラム」という用語は使っているよ、とこれを読んだ人が思われてしまわないように、そういうことではなくてというのが分かるように、欧米の定義どおりの意味では使われていないというようなことを明記すると分かりやすいのかなという気がいたしました。

あともう一点は、評価の対象を明確化するという、これは私も非常に重要だと思っておりまして、13ページに書かれている、従来の評価では、研究資金制度の推進主体、あるいはプロジェクトの推進主体は評価対象としてあまり扱われてこなかったが、これからは一つ一つの課題ではなくて、制度なりプログラムを推進している人たちを評価することが重要だという、ここが多分このペーパーの一番重要なところだと思うので、13ページの下から4行目から3行目ぐらいのあたりの、「プログラム推進主体によるマネジメントの妥当性等が重要な観点となることから、こうしたことが評価対象となる」という、ここはもう少し強調してもいいのかなというふうに思いました。

つまり、「こうしたこと」というふうに「こう」にしてしまわないで、言葉で書いたほうがいいと思います。

また、推進主体が評価されるようになった場合に、彼らに評価が返ってきたときにどのようになるのかということも、推進主体が評価対象となった場合に事業のこれからの推進にどう反映されていくのかについても、もう少し書くほうが——今でも予算には反映していますと、そういうふうにとられてしまいかねないので——どこかに書いてあったとは思いますが、制度の見直しですとか、これからの進め方ですとか、そういうところに反映していくということは、もちろん書かれてはいたと思うんですが、最も重要な点として、13ページの(4)のところでもう少し強調してもいいのかなというふうに思いました。

【川本参事官】 ありがとうございます。3点ほどあったようですが、まず1点目の政策体系の中で、なぜ事務事業のところに焦点を当てたかということ、それぞれの階層で当然PDCAを回していくというのは基本だろうと思うのですが、実効的にやっていくとしたときに、施策の実行手段がどこなのかと。そうすると、やはりこの事務事業ということになる。研究開発施策で見れば「プログラム・資金制度」、「プロジェクト」、「課題」、このレベルです。これらのレベルの中で一番上位の階層の中でPDCAを回していく形にシフトしていくことが必要ではないかと。だから、「施策」なり「政策」の部分はい

いということではないのですけれども、どこに焦点当てるかということ、こういう形で整理をさせていただいたということです。

それと、「プログラム」の概念については、おっしゃるように、各省において、「プログラム」という言葉が幾つか使われています。ただ、それは「プロジェクト」の下に「プログラム」があったり、必ずしもそこら辺の位置付けがはっきりしていない状況にあります。

それと、今回の検討の中で、改めて政策体系の中で「プログラム」というものをどう位置付けているかということ、各省に調査させていただいております。

それが御手元の資料、緑のファイルの参考資料2という付箋をつけておりますが、その5ページ以降を御覧いただきたいと思います。

そこに、各省における政策体系がどういうふうに位置付けられているかということで、上から3つ目の欄に、「プログラム」という欄があるかと思いますが、ご覧になると分かりますが、各省ともずっと「—」になっております。ということからすれば、言葉としてはあるかもしれませんが、政策体系の中で位置付けられているかということ、そうではないということ、こういう整理をさせていただいたところです。

3点目のところは、また後ほどお願いしますが、いろいろ文章的には変更、修正を加える、あるいは補足をしたほうが良いところがあるかと思いません。できれば、各委員のほうから、具体的な修正案をお示しいただくと、我々としてはありがたいと思っています。

【長我部座長】 では中村委員、どうぞ。

【中村委員】 大変いいまとめ方をさせていただいて分かりやすく結構だというのが第一印象で、ぜひやっていただき、こういう形になればと思います。

それはそれとして、これ具体的に評価をしましょうというのはよく分かるのですけれども、そうなる人が必要なんです。その評価をする人をどうやって育てるといふか、そういう視点を一言何か書いていただいていたほうが良いような気がします。

ここにいらっしゃる方々も各企業、もしくは大学でそれぞれいろいろやられている方がここにおいでになっています。多くのいろいろな評価——私も評価されたり、したりいろいろやっているのですけれども、専門ではないですね。ところが、海外を見てみると、多分小林委員が御指摘されたように、結構プロと言っていいような方を育てるようなシステムがありますよね。そういうこともぜひ何か一言書いていただいて、これがあるとより実行という意味で何か——どういう関係になるのかと、私は自分ではすぐ理解できないのですけれども、あったほうが良いのかなという気がいたしますので、何かそういう点を一言つけ加えていただければいいなと思います。

【長我部座長】 評価者の育成に関することもどこかにつけ加えたほうがいいのではないかという御意見だと思います。これは事務局のほうで最終的に文案を仕上げるときに、その点を少し加味してやっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、小林委員。

【小林委員】 私もこれ一読して非常によくまとめられているなと思って、こういう方向でぜひ方向性を出していただければと思います。

1点だけなのですが、先ほどのプログラムとも関係しますが、2ページに図があります。このうち、左側の赤い点線で囲まれた施策の実行手段の中に「プロジェクト」と「研究開発課題」というのがあって、この文章やこの図を見ると、「プロジェクト」とか「研究開発課題」の関係が多分少し分かりにくい部分があると思うのです。

一方で、先ほど川本参事官が御指摘になった参考資料2の表を見ますと、「プロジェクト」に書いてある省庁もあれば、「研究開発課題」に書いてある省庁もあります。

ですから、今後このあたりをもう少し整理して行って、プログラムを含めてデフィニション（定義）をきちんとやっていく必要があるかなと思うのです。というのは、多分、この議論はここでだんだん煮詰まっていても、この上の評価専門調査会上がったときに、また同じような議論が繰り返される可能性があると思います。なかなか難しいと思いますが、我が国なりの定義というのをしたほうが明確になるような気がいたしました。

【長我部座長】 ありがとうございます。「プロジェクト」、「プログラム」とか「資金制度」とか、ここに書いてあるような議論もちゃんとデフィニションをしっかりしないと、またぞろ同じような議論を繰り返す心配があるということで、おっしゃるとおりだと思います。この辺、まとめ方の工夫、あるいは何らかの示し方をして誤解がないように、議論の無駄を省くようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、田原委員。

【田原委員】 これまでの議論を大変丁寧にまとめていただいて感謝しております。ここで述べられているようなことを本当に理想的な形で実現できるならば、日本の研究開発をめぐる状況はかなり改善するのではないかと思います。一方で、これを運用する段階のことを考えると、少し懸念されるところがあります。

今回のとりまとめ案の最も大きなポイントの1つは、これまでの評価で実質的に研究者の責任とされていたところから、行政、すなわち事業を推進する側

の責任を問う構造へと大きくシフトするということにあるかと思います。これはぜひ実現したいと思うのですが、一方、そのことにより、逆に研究者をぎりぎりマネジメントしてしまうというか、行政が過剰に研究の現場に介入していくといったようなことが起こり得るのではないかと少し心配しているところです。

このことにも関連して、マイルストーンだとか検証可能な目標というところについて、もう少し議論が必要というか、大綱的指針で記載する際にかなり気をつけて表現しなければならないポイントではないかと思います。というのも、ROAMEFを巡る議論でも指摘されていることですが、目標設定の検証可能性に固執する余り、容易に定量化できるものへと過度に集中したり、そのことにより成果が小粒化、矮小化したりする危険性があります。成果を定量的指標で測るのは本質的ではないことも少なくなく、対象に応じてきちんとした目標設定がされることが大事だと思いますので、運用される段階で歪曲化されないよう、その辺りをうまく表現できないかと思います。非常に難しいとは思いますが。

【長我部座長】 ありがとうございます。運用に当たっては、確かに重要な御指摘だと思いますし、そういうことは多分起こりがちだと思うのですが、やはり目標の設定のときにしっかりしたアウトカム、上位レイヤーの目標を据えることによって、全てを個々のプロジェクトの責任に落とし込んで、そのフォローアップだけをするような評価にしない事が大事だということですね。大局的なアウトカムをしっかり政策も含めて目標設定を工夫することによって、現場へのただのむち打ちにならないようなこともできるのではないかと思います。

これからまとめる上で少し事務局のほうに工夫していただきたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんか。

上杉委員、どうぞ。

【上杉委員】 私も「プロジェクト」、「プログラム」の関係をまとめていただいて、大変よく書けていると思って感謝しております。

今の田原委員の御意見とも絡むのですけれども、基礎研究であっても、当然「プロジェクト」、「プログラム」にまとめるということは可能であり、また大変有効だということはその通りだと思います。ただ行政といいますか、運用上といいますか、その面での懸念があります。例えば、自由な発想に基づくボトムアップの基礎研究などでは、どんな結果が出てくるかよく分からないものというのがあるわけですが、科研費などでは、これまでこういったものへも割に——自由にと言うと言い過ぎですけれども、研究費が付いてきたものが、

「プログラム」に研究課題乃至プロジェクトを纏める、或いはグランドデザインとしての「プログラム」があるにしろ、その中に入らないから、ということになって資金が行かないというようなことが起き得るのではないかという気がしています。

例えば、ノーベル賞取られました、もともとイカの青色発光の研究でしたか、あの方がノーベル賞を取られた後に、私たちの研究所に科研費の説明に来られた係の方が、あれに科研費つけていたかなということ調べたら、ああ、よかった。付けてあったと。そういうものが当時ノーベル賞につながるようなことというのは全く思っていなかったけれども、そういうものにでも科研費をつけてあったということで、これが結局はノーベル賞につながったというようなことになるという例を言われたことがありました。

即ち基礎研究、基礎開発についても「プログラム」として纏めるということが必要だと思いますが、その中で漏れてしまったり、落とされてしまう研究が出ないように運用をうまくやっていただく必要があるのではないかという気がいたしました。

【川本参事官】 今上杉先生の方から御懸念が示された点については、私、別の認識を持っています、ここでも整理させていただいておるわけですが、特に資金制度については、個々の課題については目標が明確で、そこで評価もされて、その成果がどうであったという把握がされておるわけですが、個々の課題の関連性とか、あるいは全体として何を達成したかというところが必ずしも明確ではないと。それは全体として何を達成するかという目標が時間軸も含めて必ずしも明確ではないからであり、全体としてどういうことを達成するのか、その中で個々の課題がどう位置付けられるかを明確化していくことが必要なのだろうと思います。

その際に、今先生がおっしゃったように、全体の目標設定から特定の課題が外れないようにすることが一番御懸念のところだと思いますけれども、そこは目標の設定のまさしく仕方であり、特に基礎研究の場合は、出口を直接狙うわけではないですから、その設定の仕方というのは、かなりアローワンスがあるのではないかという気はします。

【上杉委員】 おっしゃるとおり、それをアローワンスを持ってやっていただければ心配ないのだと思うんですね。ただ、行政のほうでやるときに、しっかり固めちゃってアローワンスがないような、割にがちがちになっちゃうようなことだと心配だなということでございます。

【長我部座長】 上野委員。

【上野委員】 今の話に関連して、今のような基礎研究の研究開発課題の評価がアウトプットを見据えたプログラムの評価のような形で評価されることで狭

められるのではないかという懸念が出てしまうのは、このペーパーは、プログラムレベルに対する評価、プログラムの推進主体に対する評価の話を書いているんですけども、それがところどころ、もしかして研究開発課題の評価についてもこれでやるのかなという印象を持ってしまう表現があるからではないかなと思います。恐らくこのペーパー全体は、プログラム評価のことについて書いているのであって、個々の研究開発課題の評価の話ではないと思いますので、研究開発を実施している研究者の方の評価をこれでやるわけではないということ、もう少し明確にしてもいいのかなという印象を持ちました。

例えば、11ページ、12ページのところで追跡評価を強化するということが書いてあって、これ自体は私も賛成で重要だと思いますが、そのところで、例えば12ページの2段落目の3行目ぐらいのところに、「全てのプロジェクト（研究開発課題）について追跡調査を行っていく」と書かれています。追跡調査は実際個々の研究開発課題に対して行っているものなので——ここで研究開発課題に対する調査の話が突然出てきて——出てこないと話をつながらないのですごく分かるのですけれども、こういうのが出てくると、一瞬また研究開発課題に対する評価の話だったかなとなってしまふような気がするのです。だから、ところどころで、これはプログラムの評価です、プログラムの推進主体の評価なんですということを、明確にもう少しところどころに入れ込むか、全体としてそうですということをもうちょっとどこかで大きく明記するほうがよいと思います。基礎研究についても、基礎研究を推進するというプログラム自体の設計がどうかや、そのマネジメントがどうかということの評価するのが今回のペーパーの主旨であって、基礎研究の成果そのものを評価するという話ではないはずなのですけれども、それが伝わるような書き方をするほうがいいのかなと思います。

【長我部座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【奥村議員】 運営していく上で先ほど上杉委員が御指摘になったような課題も出てくる可能性を実は非常に懸念しています。

残念なことに、先ほどの蛍光物質の発見の例など、まさに「プログラム」というコンセプトがないということの裏返しの表現なのです。何々先生は、資金配分を受けていてよかった、というような話なので、個々のプロジェクトにどう資金を配っているかということにばかりが注目され、その上位である、生態系の蛍光分子の研究というのをどう企画、実行するかというのが実は重要なプログラム設計側の責任なのです。

今後実際にそういうプログラムなり制度を運用しているところの皆さん、今日も文部科学省、経済産業省の方がお見えになっていますけれども、実施に当

たっては、大変な工夫がないと御指摘のような反感といいましようか、トラブルが起き得るといふに私も思います。実施に当たっての工夫を、先ほども御指摘があったように、注意事項をきちんと書き込む必要があると思いますので、事務局には工夫をお願いしたい。

【長我部座長】 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。では尾形委員、どうぞ。

【尾形委員】 一番最後の13ページの評価対象の明確化に書かれていること、私もこれは総論としてはそのとおりだと思うのですが、これまで基本的にはこの推進主体は、こういうことに慣れていないと思うのです。日本の役所は、間違いがないということととにかくずっと来ていますから、評価というような概念もなかったのではないかと思うのです。ですから、これをどう根付かせていくかというのが最大のポイントで、その意識改革をやらないと、多分絵に描いたお餅になってしまうのではないかという気がして、ただし、私はどうしたらいいかという、そんないい手段というか、方法というのを思い当たらないのですけれども、やはり私は先ほどの冒頭の話なのですけれども、一つ個別のことをたくさんやるというのは大変ですから、プログラムというような形である施策をまとめて、それは何年か後にはきっちりした評価をしていくんだというような、そういったことを研究開発をまずスタートとして取り上げてやっていくというのが一番地道なやり方ではないかなというふうに思っています、特効薬的なことは私は分からないのですけれども、ここに書かれていることを地道にやっていくことが一つの突破口になるのではないかなというふうに思っております。

【長我部座長】 どうもありがとうございます。

【川本参事官】 今の点は非常に重要な御指摘だと思います。

それで、これからの議題にかかわる話なのですが、御手元の資料4-2の3ページ目以降に各省から現在の評価の方法について出させていただいておりました、その中の真ん中あたりに、評価対象という欄がございます。研究開発実施主体のみを評価している場合と推進主体も含めて評価している場合、省によってやり方が幾つか出ております。こういった中でも——これはあくまでも外形的にしか見えないわけですが、それを見る限りでは、研究開発実施主体だけではなくて、そういった推進主体にも視点を置いて評価している実態もある。こういったものをベースに、さらにより明確化して進めていくということは、必ずしもそんなに難しいことではないのではないかと考えております。

一方で、行政施策の取り込みは現実の問題としてなかなか難しいところもあるという気はしております。

そういう意味で、ここの書きぶりとしては、行政施策との連携強化。可能で

あれば、プログラムに組み込みを行うと。そういった二段階の書き方にさせていただきます。

【奥村議員】 今の事務局の説明にあったとおりです。先ほど上野委員が御指摘になったことで、評価対象にすることによって結果、評価対象に何が返ってくるのかと、これが極めて重要でして、分かりやすく言えば、余り芳しくない評価を受けた推進主体の組織は、以降の例えば予算が厳しくなるとか、何らかのPDCAの結果が戻ってこない限り、これは外形的に過ぎない評価となる可能性が高い。その構築は、おっしゃるように、まだきちんとできておりませんし、そう簡単な話ではないわけですがけれども、何らかの形で「歯止め」と言うんですけれども、PDCAを結果として実を取る仕組み、歯止めを作っていく必要があります。それがないと、確かに絵に描いた餅になるおそれがあります。その重要性、事の大きさは、きちんと指摘していく必要はあるだろうと思っております。

【長我部座長】 ありがとうございます。

小林委員。

【小林委員】 今の奥村議員のお話と、それから先ほどの尾形委員のお話、それから中村委員が人材育成のお話をされましたが、プログラム評価、あるいは施策まで踏み込んだ評価をやって、どうリターンするかという課題はあるのですが、やはり国の税金を使っている以上は有効に使ってほしいし、それが次の施策、政策につながってほしいと思います。フォーマティブ（形成的）に——ネガティブというよりはポジティブに新しいものにどうつなげていくかが問題です。そうすると、やはりそれを評価する人材というのも非常に必要ということで、ポジティブなフィードバックがかかるようなシステム。まさに評価のためのプログラムみたいな——これは別の話なので、今日はお話ししませんけれども、が必要かなという気がします。

結局、ある国のリソースをある時間使うわけですから、それが国民に最終的にどうポジティブにフィードバックしていくかということが期待されるわけで、それに向かった評価というのができるといいなというふうな気がします。この枠組みの中でそれは十分これを運用することによってできると思っています。

【長我部座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

上野委員、どうぞ。

【上野委員】 もう一点、この中に出てこない話として、評価者に関する記述、誰が評価するのかという記述もあったほうがいいのかという気がいたします。例えば、外部の評価者ということもあるでしょうし、任期の話もあるでしょうし、またその評価者がどのぐらいの経験を蓄積していくかという話——恐らく

1 回限りではなくて複数のものを評価するほうが的確な評価はできるようになっていくでしょうし、また事業の推進主体自体から任命されていると、人間として普通、その事業を否定するようなことはできないので、仮に同じ省であっても違うセクションから任命されているときとでは、かなり評価結果は違うかと思えますので、そういったことですか、評価者に関する記述はあるほうがいいのではないかと思います。

また、総合科学技術会議でも評価をするものにつきましては、何度かこちらの総合科学技術会議でもさせていただいていますけれども、効果的・効率的に評価するためには、各府省における評価段階に総合科学技術会議のメンバーが参画するようなことも検討してはいいのではないかなと思います。

【長我部座長】 ありがとうございます。

評価者に関しては、この後外部評価、第三者評価のあり方に関する議論がございますので、そこで議論していただいて、その結果をこの素案の中に盛り込んでいただくという形で整理を事務局のほうでお願いしたいと思えます。どうも大事な御指摘ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

私から 1 つだけ。

この中で、まず ROAMEF の例が 3 ページのところに出されているんですけども、こういう制度がありますという書き方なんですけれども、欧米各国においてどのようなこれまでの反省とか経緯のもとにこれが導入されたかというところを若干補足されるといいのではないかなというふうに思いました。本来、こういったものは、これまでの反省に基づいてこの次の施策があるわけで——まさに PDCA だと思うのですが、その反省のところというのは、ネガティブにもなりがちですから記述しにくいので、そういうところを補う意味でも欧米において、例えばこういう「プログラム」という考え方が始まった根拠がどこにあるというのをこのところに若干記述していただくと、その反省のかわりになるというか、補足になるような感じがしましたので、御検討いただけないかなという点が 1 点。

あと全体の——これには目次が直接ついていないのですけれども、「1.」、「2.」というの大きな全体の括りのように見えるんですけども、「1.」が基本的な問題認識で、「2.」のところはシステム充実に向けた具体的な方向ということで、「2.」がここからずっと最後までつながるという構成になっていて、特に「2.」のほうで、まずプログラムという考え方を導入するということが、いかにこのイノベーション政策の一体的・総合的な運営に必要かということが書いてあって、具体化するためにはどうすればいいかということがよく書かれていて、最後にどう評価するということに移っていく

んですけれども、その辺のプログラムの導入というところとプログラムに対する評価というところがかなり連続的に章立てとして書かれています。先ほどの議論でも、何となくそこがごっちゃになった感じがあるので、この辺の全体構成といいますか、まだまだ素案ですので練りようがあると思いますの。章立て、あるいはその中のセクションといいますか、その辺をもうちょっと工夫していただけると整理ができるのではないかというふうに思いました。

よろしくをお願いします。

ほかに御議論ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

大変活発に御議論していただいたと思いますので、ちょっと予定の時間より早いのですが、次の議題に移らせていただこうと思います。

今回のワーキンググループは7月24日に予定されていると思いますけれども、ここでも引き続き御議論いただきまして、最終的な内容取りまとめということにしたいと思っています。

次回までに事務局のほうで素案の見直しをさせていただくことになると思いますが、委員の皆様方にはメール等々で修正点等がございましたら、また御意見をいただいて、それをもとに次回案を作って最終的な議論にするという運びにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、後半の議論に移ります。

後半は、外部評価、第三者評価の在り方を中心に議論していくということになっております。議論に先立つ検討素材といたしまして、2件の御報告を予定しております。

1件目は各省における外部評価の実施状況についてということで事務局から、2件目は海外における外部評価の事例についてということで田原委員のほうから御報告していただきます。

まず、2件まとめて御報告いただきまして、その後に質疑・応答を含んで議論を進めさせていただきたいと思います。

では、まず最初に各省における外部評価の実施状況についてということで、事務局のほうから御説明よろしくお願ひいたします。

【小窪補佐】 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず資料4-1をご覧ください。

ここで外部評価の位置付けについて簡単に整理させていただきますが、国の研究開発の評価の仕組みとしましては、平成20年に決定されました「国の研究開発に関する大綱的指針」に基づきまして、各省で研究開発評価指針を策定し、そのもとで研究開発の評価を実施していることになっております。

「国の研究開発に関する大綱的指針」において外部評価はどのように書かれ

ているかということが右側に書かれておりますが、評価は、専門家を評価者とする外部評価により実施する。

具体的な内容といたしまして、評価を実施する主体は、評価の客観性を十分に保つため、年齢、所属、性別等にとらわれない評価者ごとに十分な研究開発能力を有する専門家を評価者として選定するということが書かれております。

2番目が評価を実施する主体は、評価部門を設置して、評価の高度化が推進するような体制を整備するということがうたわれております。

裏側をご覧くださいますと、評価の概念図ということで、それぞれの評価の定義のようなものが書かれております。ここで外部評価と第三者評価の違いについて整理させていただきますと、外部評価の定義としましては、「評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体みずからが選任する外部のものが評価者となる評価をいう」。

一方、第三者評価は、「評価の対象とする研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう」ということで、第三者評価というのは推進主体とは別の独立した機関が実施主体になるということ、評価の実施主体の違いによって、第三者評価と外部評価の違いが分かれております。

具体的な第三者評価の例としましては右側に書かれておりますように、総合科学技術会議が評価を行います国家的に重要な研究課題の評価でありますとか、独立行政法人の評価などがございます。

次に資料4-2をご覧ください。

先日行いました総合科学技術会議の事後評価において、「客観性を十分保つ」という外部評価の目的・役割を照らした場合に、外部評価の実施方法に問題があったと判断される案件がございました。また、去年行われました行政刷新会議の「提言政策仕分け」においても「所管官庁から独立した厳格な外部評価を行うべきである」といったような提言が出されております。このようなことを踏まえまして、各府省、または独立行政法人で行われている外部評価についてどのような点が考えられるかということで、今回実態調査というものを行いました。

調査対象につきましては、平成22年度に「大綱的指針に沿った研究開発の実施について」ということで一度調査を行っておりますので、そのときに調査しました調査対象をベースに今回も調査を行わせていただきました。具体的には2009年、もしくは2010年の予算額が10億円以上のもの、または、平均単年度予算が5億円以上のものであります。

ただし、今回は研究資金制度というものは除かせていただきました。この理由は、研究資金制度というものは、それぞれの採択課題について評価は実施さ

れているのですが、制度そのものの評価というのは余りやられていないということでしたので、ここで調査対象としてしまいますと、制度の評価なのか、その中の個別課題の評価なのかということで混乱してしまう恐れがありましたので、今回の対象からは除いております。

なお、事前評価については、平成22年度の調査以降に開始されたものもありますので、②として平成23年度の概算要求における優先度判定事業というものも対象として追加させていただいております。

今回は、①②の中で調査対象としましては、現行の大綱的指針が策定されて以降に実施された評価というものを対象として調査を行いました。

調査結果につきましては、2枚めくっていただいてエクセルシートとしてまとめさせていただいております。もう既に委員の方には事前に調査結果をお送りしておりますが、本日は事前評価、中間評価、終了評価ということで、評価のフェーズごとに分けて再整理させていただきました。

調査結果の概要ですが、まだ分析までは至っておりませんので、外形的なファクトとしてまとめさせていただいております。かいつまんで御説明しますと、評価実施主体につきましては評価部署が評価事務局を担当している府省もございまして、一方では事業推進主体が評価事務局を担当している府省ということで、府省によって分かれております。

また、一部の府省——具体的にいいますと経済産業省ですが、そこは事業推進主体が事務局となる評価と評価担当部署が事務局となる評価ということで二段階に分けて評価を実施しているということです。

次のページをめくっていただきまして、評価者の選任につきましては、事業の性格に応じた選任基準というものは、全ての府省のほとんどの事業で設定されておりますが、一部の事業においては明文化されていないものもありました。

なお、評価者については、全ての省の全ての事業について公開されております。

評価方法につきましては、評価対象は、研究開発実施主体のみの場合、研究開発実施主体と事業推進主体の両方の場合、事業推進主体の場合のみというように省等によって分かれております。

また、一部の省では、省内の中でも、事業によって、研究開発実施主体を評価対象にする場合と研究開発実施主体と事業推進主体の両方を評価対象にする場合に分かれているということもございました。

ちょっと飛ばしまして、調査・分析につきましては、かなりの省等で実施しているというふうに御回答されておりますが、その内容につきましては評価対象からのヒアリングにとどまっているものが多いように思われます。

ただし、一部の省の一部の事業では、アンケートや文献調査なども行ってい

るという回答もございました。

評価結果の活用につきましては、ほとんどの省のほとんどの事業で予算等の資源配分への反映、研究開発の質向上のための助言等、施策、政策等の企画立案の改善のいずれか、または複数の内容で活用が行われているというふうに回答されております。その活用結果のモニタリングの取り組みについては省等によって分かれておりますが、一部の省等については事業によっても分かれておりました。

また、このエクセルシートの項目に合わせまして事前にいただきました委員からのご意見を資料5に整理しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

以上です。

【長我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、田原委員から海外における外部評価の事例について、御説明よろしく願いいたします。

【田原委員】 それでは、海外における外部評価事例からの示唆ということで報告したいと思います。

この資料をまとめるに当たっては、今小窪補佐から御報告のあった我が国の外部評価の実施状況の調査を参考にしました。調査のとりまとめには大変な御苦労があったかと存じますし、調査にご協力いただいた方も非常に大変な思いをされたのではないかと拝察しますが、おかげさまで今後の改善のためのポイントをはっきりと見出すことができました。

私の報告では、調査を通じてみえてきた改善のポイントと思われることに焦点を当て、それらに対し、海外ではどのような取り組みを行っているのかをお話ししたいと思います。すなわち、外部評価と評価の目的、評価の対象との関係について、それから、評価の体制について、そして、評価結果をどのように活用しているのかという観点について、海外における特徴的な事例を取り上げたものです。

1枚めくっていただけますでしょうか。

今日は事例を4つほど紹介しようと思っておりますが、その前に事例を読み解く際のガイドラインといいますか、枠組みについて簡単に説明したいと思います。

3ページ目になりますが、評価の目的ということで言うと、大きく4つのタイプに分けられると思います。

1つは、アカウントビリティの確保ということで、国の税金を使って何をやったのかについてきちんと申し開きをすると同時に、その結果がどうなったの

かを対外的に示していくといったタイプのものです。

それから、被評価者に対しての査定を目的とするもので、予算の増減、打ち切りを含めた措置につながるものです。

3つ目は、どちらかというサポートティブな評価というふうに言えるかと思いますが、被評価者に対して助言や勧告を与えるものです。これは、他者から、第三者から与えられる学習の契機になるものと言えるかと思います。

最後は自己学習を目的とするもので、みずからの組織なり施策を改善するために積極的に外部を活用した評価を行うといった場合です。

また、被評価者には主に二通りあって、1つは事業推進主体です。これはプログラム・制度以上が評価対象となる場合です。もう一つは、研究開発実施主体が対象となる場合で、日本での取り組みにてらすと、右側の研究開発実施主体を対象としたものが多い、というのが調査の結果から見えてきたかと思いません。

一方、色づけをして強調していますように、海外の場合は——先に結論めいたことを言ってしまうますが、事業推進主体を評価の対象とするものがスタンダードです。

また今回「外部評価」という言葉を私がどのような意味で用いているかですが、外部を活用した評価という大きな意味でとらえておりまして、それには2つの形があります。

1つは、評価の内容に専門性を持つ外部の有識者から構成される委員会などが実際に評価を行う場合です。

もう一つは、評価に必要な調査・分析に専門性を持つアナリストのような方々が関わる場合です。

前者の有識者の場合ですが、評価対象についての専門性を持つということなので、その分野の研究者や専門家、成果の利用の局面に詳しい人たちです。これらの専門家は評価者として特段の訓練を受ける必要はなく、育成の対象にはならないのですが、一方、後者の調査・分析の専門家は、先ほど中村委員がおっしゃったように、育成をする対象になりえるかと思いません。

体制についてもう少しお話をしますと、被評価者が事業推進主体であれ、研究開発実施主体であれ、目的が自己学習の場合以外、被評価者が自ら評価を行う自己評価のみでは完全な評価にはなりません。要するに、評価対象をメタな立場で見ているところが評価をしていくというのが論理的に考えて整合性のあるやり方だということになるかと思いません。

さて、本日紹介する事例について、これまで何回かお話ししたものも含まれますので、少し駆け足になりますが、まず1つ目がアメリカのPARTに基づく評価です。これは査定を目的にした評価であり、被評価者は連邦政府機関に

なります。各機関が行っているプログラムを対象に評価を行うのですが、これは被評価者が外部の専門家等を活用して行った自己評価をもとに、第三者である——査定部門である行政管理予算局OMBがメタな立場で評価をするというものになります。

具体的には、プログラムの目的と設計、戦略計画、プログラム・マネジメント、プログラムの結果と説明責任といったようなカテゴリーに対して、各連邦機関が申し開きをしたもの、自己分析をしたものについて、それが妥当かどうかということを別の角度から検証していくというものになっています。

この次の事例でもお話ししますが、各機関は自己分析をするのです。自己分析の結果はPARTでも用いられるわけですが、非常に多様な評価を行っている。

2番目のNSFの事例は、実際PARTにも用いられているものになりますが、これも先回紹介したのですが、委嘱審査委員会という外部の有識者から構成される外部評価を活用することによって、実際に行ったファンディングの決定だとか審査といったことの妥当性を見るものです。つまり、採択された研究課題がどうだったかというのを見るのではなくて、審査のやり方が適切であったかどうかということを見ていくということになります。これはまさしくプログラム評価の1つだと思いますが、外部の有識者がいろいろなデータを用いながら、採択審査のやり方について改善課題がないのかということを検証していきます。そういう意味で外からの助言・勧告に当たるパターンです。さらに、これを形骸化させない仕組みというのを用意しておきまして、NSFの中にある監査室というところがその重要な役割を担っています。

監査室が何をやっているかということ、委嘱審査委員会を運営する事務局のやり方を検証することに加え、委員会がまとめた報告書の活用が十分にされているのかということ、つまり、実際アドバイスを受けた側がきちんと受け止めているのかどうかということについて、しっかりと監査し、助言の利用を改善するための勧告を行っています。

その具体例をまとめたのが次のページから2枚にわたってまとめたものです。監査室のまとめた結論について簡単に紹介すると、当時は委員会が出した勧告を実際に受けた側がどのように実行したのか、あるいはどのように対処したのかについて文書として残すことを義務づけていなかったと。記録が残らないために、結局それがどう受け取られて、どのように改善したのかが見えなかったと。そのため、受けた提言をどのように実施したのか、または実施しなかった場合はその理由を文書で記録するというのを義務づけるよう勧告しました。

それと同時に、次の委員会を開催する前には前回の提言の内容がどのように反映されたのかといったことについて、その記録を委員会に対しきちんと提出

するように改善の勧告がされました。

この事例では、重要な勧告がもう一つ出されました。

それが7ページ目で、評価にあたっては事務局がいろいろなデータを集めてきて、評価に資するような資料としてまとめるのですが、そのデータがどういう意味を持っていて、どういう限界を持っているのかということについて、評価をする上で示されていなかった、と。それによって、例えばNSFの戦略目標だとか、それにかかわるような評価が十分に行えなかったということが指摘されており、次回からはデータにまつわる諸問題に対処するために、データの収集や分析の過程で生じる限界について十分に検討した上で、それを報告書の中で開示しなさいといったようなことが言われております。

これらの取り組みにより、実際評価にかかわった外部の有識者だけではなく、全く外にいる第三者からも検証が可能となったと言えるかと思えます。この検証可能性というのが非常に大きなポイントです。

次の事例です。既に予定時間をオーバーしそうな感じですが、オランダのSTWで行われた評価です。STWは、日本で言うところの経済産業省と、文部科学省の傘下の、例えばJSTにあたるNWOという資金配分機関の二者から資金を得る機関になります。

STWは、科学的にも挑戦的でかつ社会的に有用性が高いプロジェクトに助成を行う「オープン・テクノロジー・プログラム」というのを運用しているのですが、それについて行った2つの評価事例を簡単に紹介します。

1つは、STWの活動全般に対する第三者評価という位置づけで、上位機関にあたる二者が外部の評価専門機関に依頼して行ったものです。

もう一つは、その第三者評価の結果を受けて、それをもう少しきちんと深掘りして、自組織の改善につなげようという問題意識で行われたもので、これはSTWがみずから外部の専門機関を利用して行った自己学習的な事例になります。

次ページに具体的な体制と結論の比較を載せております。第三者評価のほうは助言・勧告として行われたのですが、その目的はSTWが出している成果と活動の関係がどうなっているのか、政策目標にどう寄与しているのか等を検証するとともに、STWの活動やプログラムの改善といったことについての提言をまとめるということになります。実際には外部の専門機関が調査・分析や評価を行い、その結果、研究資金の提供のためには非常に効率的な組織であるし、成果は科学的な質に対しても実用性の観点からも申し分ないという評価が下されました。ただし、政策目標への寄与のためには、支援したプロジェクトに対してのみ追跡調査を行うのではなくて、組織運営のモニタリング指標などを設定して、活用すべきだといったような提言がまとめられております。

これを受けて、数年後にSTWが行ったのが右側の評価になります。これは自己学習のための評価になりますが、彼らの問題意識として、科学的な質を犠牲にしたことで実用性が高まったのか、それとも科学的質が担保されたことで実用性が高まったのかについて、第三者評価の結果からはよく分からなかったと。そこをもう少し検証して、自分たちのファンディングのあり方を見直してみようという目的で行ったもので、実際に出た結論としては、科学的質と成果の利用の間には非常に強い相関があったと。質の高い研究ほど実用化につながるということが確認され、それによって評価のための指標を見直したりするといった取り組みにつながりました。

その次のカナダのNSERCの事例、これもJSTのような機関だというふうにお考えいただければと思いますが、ここの共同研究開発プログラムに対して行った外部評価の活用事例になります。

このプログラムは、企業に大学等との共同研究の機会、場を提供することを通じて、産業ニーズにマッチした人材の育成を行うことを目標にしたもので、評価のための調査や分析を外部の評価専門企業であるScience-Metrix社というところに依頼し、そこがとりまとめた報告書を評価運営委員会に対して提出する、という形で行ったものです。

その次のページに、具体的にどういう形で評価を行ったかということをもとめていますが、4つの項目で行っています。

政策のプライオリティとの一貫性が保たれているのかとか、ニーズにちゃんと対応しているのかといったようなことから始まって、費用対効果のような話まであるのですが、右側の小さい字の部分を見ていただくと分かるのですが、例えば活動及びアウトプットというところに何が書かれているかという、研究のアウトプットの話は出てきていません。プログラムの評価ですので、ということかという、グラントの事務だとかモニタリングだとかレビューにおける上での問題解決ということをきちんとやっているのかといったようなこと、それから、例えば即時的アウトカムのところの助成前の最初のポツのところにあるように、レビューなどのパネルが優れた提案を採択し、申請者へのフィードバックをきちんと提供し、プログラムやプロセスに助言を提供するといった役割をきちんと達成できているのかということを見ています。

それから、最終アウトカムのところ、ちょっと私の訳が悪いのですが、エビデンスベースの規制とマネジメントの実践を増加させるとあります。これは規制というよりも組織やプログラム運営上の規則やルールのような話だと思いますが、そういったものをエビデンスに基づいて強化するといったようなことが書かれております。

その次のページについて、さっさとご覧いただければと思いますが、こういっ

たような最初に評価計画を設計して、それに基づいていろいろな調査を組み合わせた上で評価を行っている。非常に高度な営みとしてこの評価を行っていることが分かるかと思います。

13ページ目のところですが、この事例のもう一つの特徴は、結果への対応というところになります。こうやってまとめられた勧告に対して受け取った側が同意するのかもしれないのか、どのような行動をそれに対して起こすのか、その結果を起こす責任者は誰なのか、それをいつまでにやるのかといったようなアクションプランを作成して公開しているということが非常に特徴的です。また、その評価のレポートもそこで用いられた方法論からデータまで公表されているので、外部の第三者から検証可能であり、これもまた1つの特徴なのだと思います。

すみません、ちょっと長くなったのですが、以上のような海外事例を見ていく中で得られた示唆としては幾つかあるかと思います。

まず1つが被評価者というのは、事業推進をする主体がいわゆる行政だとか独立行政法人のような行政側が中心になっているということです。そのときに何をやっているかという、研究成果の評価ではなくて、政策目標に対する寄与といった観点から研究への助成だとか、委託の仕組み自体が妥当なのかといったようなことを評価しているということです。日本でも当然こういうふうにシフトしていくべきだと思います。もう一つは、チェック&バランスの重要性です。先ほどのPARTの事例が1つのいい事例かと思うのですが、非常に多様で階層的な評価というのを前提にしている、何か1つ、1回やればおしまいというわけではありません。先ほど見たように、採択審査をするというところで1つプロジェクトの評価が入りますけれども、その評価に対して、その評価のやり方が妥当だったのかというメタな評価、階層的な評価が重なっているわけですね。そういう形で何か1回やれば十分というわけではなくて、かといって、評価疲れを起こすような類似の評価をくり返すのでもなく、別のタイプの、別のフェーズの評価がきちんと入っているということが重要です。

もう一つ見えるのが、低次元の——言い方は悪いのですが、アカウンタビリティからもう少し高次元のアカウンタビリティといいますか、レスポンシビリティといったところに拡大する必要があるのではないかということです。

1つは評価結果の活用状況については、海外ではきちんと公開している。これは必須になるだろうと思います。

もう一つが透明性です。透明性というのは、外からの検証可能性が確保されていることが重要で、あわせて体制の独立性も必要です。独立性も厳密にはあり得ないと思うのですが、海外の事例をみると、透明性はこの両者に依存していることが分かるかと思います。ただ単に結果を公開したり、外部を活用すれ

ば透明性が確保されるということではないということに留意する必要があるかと思えます。

この体制の独立性を確保することは非常に難しいです。先ほど上野委員がおっしゃっていたと思うのですが、例えば、現在のガバナンス構造を前提にすると、JSTの評価をするのに同じ系列の文部科学省がやる場合にはかなり難しいし、微妙です。そういう意味でも、チェック&バランスの仕組みをうまく使っていくことが重要になると思えます。

そういうふうを考えていくと、外部評価を導入することの大きな意義というのは、むしろ透明性を確保することにあるのではなく、評価目的に対して必要な能力を外部から調達するというところに実はあるのではないか、そこに本質があるのではないか、というのが今回事例を見てきて分かったことになります。

加えて、PARTのように組織の外から激しい査定のような形で降ってくるものがある一方、それに対応する過程で、みずからの組織をいかに高めていくかが本質的に重要であり、そこに評価を活用していくことが組織の生存にとって欠かせないということに各機関は気づくわけです。つまり、各機関は組織学習を目的にした評価を積極的にみずからやっているのです。上から降ってくるものに対して座して待つのではなく、それを契機にしながら、各機関が積極的に評価をはじめとした専門能力の養成に努めているというのが、海外の事例から学ぶべき点ではないかというふうに思えます。

長くなって恐縮なのですが、最後15ページ目のところです。以上のように、多層的な形で評価を重ねていくことの重要性を認識すると、よりよい評価のためには、例えば評価専門調査会が第三者評価をやったりすることもありますし、大綱的指針の内容を今こうやって検討していることもそうなのですが、こうした最上位の評価の仕組みについても評価をしていくことが重要になるのではないかと思います。後から振り返って、ここで我々が議論した内容や検討のプロセス自体に改善の余地はないかといったことを、きちんと見ていく必要があるのではないのでしょうか。そうでないと、この枠組みを受けて評価に取り組む側からなかなか信頼が得られないということもありますし、全体としてもまた改善していくといった仕組みも同時に検討していく必要があるのではないかと思います。

以上になります。長くなりまして、すみません。

【長我部座長】 御報告どうもありがとうございました。

それでは、2件の御報告に対する質問と、それからあわせて外部評価、第三者評価のあり方に関する御議論をお願いしたいと思います。

それでは、御意見、御質問はいかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 細かいことで申しわけないのですが、7ページにNSFの結果をどのようにしたかという結論の②がありますよね。下から3行目に「監査室は、これらの問題に対処する為に、NSFに対して云々」と書いて「勧告」と書いてあります。監査室そのものはNSFの内部の組織なのですね。

【田原委員】 内部の組織です。

【小林委員】 けれども、長官に対して勧告をする権限を持っているのですか。

【田原委員】 そうだと思います。

【小林委員】 例えば、監査室は誰が任命するのですか。外が任命するのですか。

【田原委員】 今即答できないです。ごめんなさい。

【小林委員】 それだけ力を持っているという、そういうことですね。

【田原委員】 そうです。

【長我部座長】 ほかにございますでしょうか。

【奥村議員】 経済産業省がお見えになっているので、先ほどの事務局が報告した最初の報告で、例えば具体的には5/16のところに事前評価に係る経済産業省の事例が幾つか出ていまして、一番左端のコラムの評価実施主体のところにピンクとオレンジの2つの表示になっています。これの具体的な違い。こういうケースはほかの府省のケースを拝見しますとみあたらないのです。具体的にどういう違いがあるのかということと、これは意図的にこういう評価の仕方を入れたのだと思うのですが、その狙いも簡単に教えていただけるとありがたい。

【経済産業省】 先ほど小窪補佐から御説明がありましたけれども、まず1つ目のポイントは、評価実施主体が事業推進主体と評価部署とございますけれども、ばらばらの評価をしているものではないということです。つまり、具体的なことを申し上げますと、例えば、5/16の欄の一番上に次世代型双方向通信出力制御実証事業とございますが、これは省内でいいますところの電力基盤整備課が担当課、事業推進課でございます。この事業推進課がまず主体となって評価を行いまして、その評価結果を産構審の評価小委員会のほうで再度審議すると。二段階になっております。

その狙いは、評価小委員会の先生方はかなり知見が広くて、いろいろな分野の専門の方に委員になっていただいているものの、経済産業省はエネルギーからも幅広い行政分野を担当しておりますので、評価小委員会のメンバーの方々も極力合わせているのですけれども、専門性がまだよく分からない部分もありますので、狙いというのは、まず事業推進主体が評価をする際に、これでまさにその分野の直接的に関係する先生方から評価の意見をもらって、それをもう一度評価小委員会に上げていただくということでございます。

【奥村議員】 分かりました。同じ質問で、文部科学省は今度はピンクだけな

のですけれども、これは事業推進の原課がその分野の専門家の先生を集めて評価されていると、そういう理解でよろしいんですか。

【文部科学省】 おっしゃるとおりです。事業推進主体による評価と整理しております。なお、その上での科学技術・学術審議会における評価というものも別途ございますので、必ずしも事業推進主体のみの評価ということではなくて、場合によっては、経済産業省が発言されたような二段階での評価というのも行われております。

【奥村議員】 「場合によっては」というのはどういう意味ですか。要するに、定式化、ルール化はされていないと。

【文部科学省】 基本的にはここに記載されている文部科学省の事業は科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会での評価というのを実施するということになってございます。

【長我部座長】 すみません、今の御質問に関連しまして、ほかの省庁、国土交通省、農林水産省、経済産業省には評価部署というのが必ずあるんですけれども、文部科学省さんはそこに当たるものが先ほどの科学技術・学術審議会の中の研究計画・評価分科会だというような位置付けなんですか。

【文部科学省】 そのとおりです。

【川本参事官】 ここで言っている評価部署というのは、あくまでも行政部局であり、一方評価委員会というのは、外部の者に来ていただく委員会組織ということなので、そこは明確に違います。

先ほど奥村先生のほうからあった質問に関連して経済産業省に質問したいのですが、先ほどの二段階評価の中で、事業推進主体が外部の委員の意見を聞いた上で評価を行う。これは、外部評価という位置付けになるのですか。その際に、改めて産構審で評価をするといったときには、事業推進主体が外部評価として行った評価の妥当性を評価するのか、あくまでもそれは参考として取扱い、評価をし直すのか。そこはどちらの位置付けになるのですか。

【経済産業省】 まず事業推進主体が行うものは外部評価です。外部の有識者から意見を聴取すると。それを今度評価小委員会では、評価小委員会の先生方は事業推進課が意見、もしくは指摘を受けてきた外部評価の先生方の意見も踏まえつつ評価小委員会として再度評価し直すという位置付けであります。

【長我部座長】 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

【川本参事官】 事務局ばかりで恐縮なのですが、田原委員に1点質問させていただきたいんですけれども、田原委員から紹介があった海外の事例は、ある意味機関評価というか、組織評価の部分とプログラムを評価する部分とが混在しているような感じがいたします。我が国の場合には、例えば、独立行政法人

の場合は機関評価と、またそれとは別に、研究開発としての評価がされているわけですが、そこはどのような実態になっているのでしょうか。

【田原委員】 ご質問ありがとうございます。

プログラムというのが施策の最小単位だということの意味がここでもあると思うのですが、機関評価のようなものを行う場合でもプログラムというのが単位になっています。なので、プログラム評価を積み上げていって、そこで（機関評価として）足りない部分も当然出てくるのですが、それらをプラスアルファをしたものが組織というか機関の評価になっているのではないかと思います。したがって、基本はプログラム評価をきちんとやっているというところがポイントでして、それがあるときには機関評価としてプログラム評価の結果を使っているとか、その一環としてプログラム評価を行っているといった形になっているので、ちょっと混在しているように感じられるかもしれませんが、基本はあくまでプログラム評価だと思っていただければと思います。

【長我部座長】 今のご意見に関連して、各プログラム評価というのは機関の中では1つの原理原則とかやり方のもとに統一して行われると、そういうふうに理解してよろしいですか。

【田原委員】 プログラム評価は一定のルールの下で統一的に行われる場合もあれば、それに加えてプログラムの運営側が独自に学習のために行う場合などもあります。また、統一的なルールで行われる場合であっても、「やり方」のレベルではプログラムの性格等に応じてカスタマイズするのが通常です。

【長我部座長】 ありがとうございます。

尾形委員。

【尾形委員】 先ほどの今の続きの9ページでオランダの例で、外部専門機関というのでDialogic社、Technopolis社というふうに2社書いてある。これがそのことですか。

【田原委員】 そうです。

【尾形委員】 これは、この会社の中でクローズしてやっちゃうということなのですか。この会社がまたいろいろな人を集めてきて、専門家を集めてきてやるということなのですか。その辺の——日本では会社に頼んでしまうというのを余り考えられないので、どういう運用されているのかなと思ったのですけれども。

【田原委員】 そういう意味では、海外のシンクタンクと日本のシンクタンクというのは位置付けだとかステータスみたいなところは若干違うところがあると思うのですが、シンクタンクにいる人間が言うのも何ですが、海外のシンクタンクはかなりしっかりしています。

Technopolis社というのはイギリスを発祥としているのですが、ヨーロッパ

の各地域に支社がありまして、そのメンバーというのが非常に高度な専門性を持っているのです。一流の評価研究者と言えるレベルの人たちです。例えば、イギリスのPRESTだとかSPRUといったような科学技術政策や評価の専門人材を育成したり、研究を行っている大学院の出身の方たちです。人材の流動性があるという前提はありますが、そこで教鞭もとられていたり、非常に高度な専門性を持った人たちがやっています。

もちろん、1社ないし2社がやるということなので、中身がブラックボックスにならないような工夫ももちろんされていて、例えばそこで使ったデータとか、まとめた報告書については根拠を含めて開示をしているというため、外部からの検証可能性も確保されております。

【尾形委員】 基本的には社内でやられているということですね。

【田原委員】 そのとおりです。

【長我部座長】 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

【川本参事官】 もう一点よろしいですか。海外の場合の外部評価と第三者評価との関係です。

我が国の場合は、外部評価とは別に第三者評価という位置付けをしているわけですがけれども、そういったところは明確に位置付けているところがあるのですか。それとも、そこはあくまでも外部評価として全体をとらえているということなのでしょうか。

【田原委員】 そのあたりの正確な区分については、私も存じ上げないのですがけれども。

【長我部座長】 どうぞ。

【奥村議員】 田原委員、他の先生もご存じの方教えていただきたいのですがけれども、結局、プログラム評価をやっていく前提というのは、先ほど田原委員から御発言ありましたけれども、その累積がいわばその機関の機関評価につながるというここの括りが非常に大きなプログラム評価の実は意味合いなのです。その機関というのは、当然継続して将来も発展といいますか、質的に業務の質を上げていくというミッションを背負っているわけなので、そういった意味でもこのプログラム評価というのは非常に大きな役割を果たしていて、残念なことに日本にはそれが定着していないと多くの方は思っておられるわけです。そういったプログラム評価を機関のパフォーマンスを上げていくということを明確にデフィニションといいますか、明文化された文書があったらむしろ教えていただきたいのです。我々の頭の中では、プロジェクト、プログラム・制度といった対象と、それを実際に推進している機関というのをある意味では明確に分けたがるのです。ですが、実態は明確に分かれるものではなくて、そういっ

た施策制度なり、プログラムを推進する主体としての機関があるわけなので、そこはある意味では密接不可分だと思います。そこを明文化された資料があればご教示いただきたい。

【田原委員】 すみません、ちょっとそれは宿題に。

【奥村議員】 すみません。

【長我部座長】 どうぞ、小林委員。

【小林委員】 田原さん、最後のページの参考というのを説明されなかったけれども、せっかくなので、もし説明いただけるといいのではないかと思います。

【田原委員】 最後のページは本当におまけとしてつけたものなのですが、事務局からいただいた資料2の2枚目のところ、事前にお送りいただいたのを見て、私自身頭がうまく整理できなかつたので、自分なりに整理したものになります。

この図が何を意味するかというと、1つは行政の責任と位置付けるべきところと研究者の責任に位置付けられる部分をもう少し明確にしたほうがいいのではないかと思ひ、こういう図になったのですが、要するに事務事業というところに研究者が例えばボトムアップで提案するような研究開発課題を入れるのは少し違和感があるため、事務事業の外に、点線の外に位置付けたものです。

プログラムと制度という言葉、それから今回「プロジェクト」という言葉を導入していただいたことで大分明確化したのではないかなと思うのですが、そういう意味ではボトムアップ型のものと同タイプで研究者に委託するようなタイプのものというのは、ある程度切り分けたほうが議論がしやすいのではないかと思っています。プログラムとプロジェクトというような紐付けと、制度と研究開発課題というような紐付けで、あえてこういうような整理にしてみたんですが、こうすると、もしかしたら分かりやすいかと思ひました。すみません。

【長我部座長】 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。

それでは、ただいまいただいたような御質問とか御発表の中の内容をまとめて、この中からまた必要な部分は素案の中の先程の全体のまとめの中に取り込んでいくということで、次回以降議論していただきたいと思ひます。

本日は、非常に熱心な御議論どうもありがとうございました。

最後に今後の予定につきまして事務局から説明をお願いします。

【川本参事官】 今長我部座長からあったような形で、次回は進めさせていただきたいと考えております。

それで、先ほど事務局から御説明させていただきました資料2について、いろいろと御意見があると思ひますので、電子ファイルとしてもお送りしますの

で、修正すべき点等について、御意見をいただければと思います。

それについて、期限を切って恐縮ではありますが、来週月曜日、9日の午前中までにいただければと思います。

今回は出された御意見を踏まえつつ、座長とも御相談させていただいた上で修文を行ったものについて、改めてこの場で御議論させていただきたいと考えております。

次回の日程は、24日火曜日の3時から5時ということで予定しております。各委員にはお忙しい中、恐縮ではありますが、引き続き御出席方よろしく願いいたします。

以上でございます。

【長我部座長】 それでは、以上をもちまして閉会といたします。誠にどうもありがとうございました。

—了—